

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	子ども・子育て安心課
委 託 業 務 名	子どもの居場所づくり事業委託
委託業務場所	大津市観音寺等
概 要	子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、個別活動支援や小集団支援において、学習支援や生活支援を行うことによって、子どもの健全な育成に寄与する。 （内容） ・コミュニケーションプログラム（面談、グループワーク等） ・学習、就労支援プログラム（教科補助学習、就労訓練、ボランティア体験等） ・体験プログラム（文化活動、スポーツ等） ・生活支援プログラム（休息、買い物等） 等
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	【昼の居場所】 （個別）委託費1回あたり8,500円 （小集団）委託費1回あたり9,500円 年間事務費 60,000円 【夜の居場所】 （個別）委託費 1回あたり11,500円 （小集団）委託費 1回あたり18,500円 年間事務費 60,000円
契約の相手方	・特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター ・特定非営利活動法人あめんど ・特定非営利活動法人寺子屋共育轍
契約相手方の選 定 理 由	子どもたちが安心して居場所を利用し、当該事業の目的である子どもの健全な発達に寄与するためには、継続した支援・関わりが必要である。そのため、当該事業の委託事業者については、公募型プロポーザル審査を経て選定され、これまで事業を実施してきた実績のある上記団体を選定する。

様式第 2 号（第 2 条関係）

根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
---------	--

- （注意）
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。